

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和4年6月1日  
東近江市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				東近江市	無	R 4 年度 ~ R 8 年度	東近江市農村まると保全広域協定運営委員会
○				東近江市 大中町地先 近江八幡市 大中町及び安土町大中町地先	無	R 1 年度 ~ R 5 年度	大中環境保全の会
○				東近江市 伊庭町、北須田町、南須田町、きぬがさ町（城東、中洲、中央）、能登川町及び安楽寺地先 近江八幡市 安土町下豊浦地先	無	R 1 年度 ~ R 5 年度	小中之湖地域環境保全会
○				蒲生郡 日野町大字野出地先 東近江市 綺田町地先	無	R 1 年度 ~ R 5 年度	野出農村保全隊
○				蒲生郡 日野町大字増田地先 東近江市 鑄物師町地先	無	R 1 年度 ~ R 5 年度	増田環境保全協議会
○				愛知郡 愛荘町大字元持地先 東近江市 下一色町及び勝堂町地先	無	R 1 年度 ~ R 5 年度	元持里づくり
○				蒲生郡 日野町大字中山・豊田・増田地先 東近江市 鑄物師町地先	無	R 3 年度 ~ R 7 年度	豊田グリーンエコ倶楽部